

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	出産育児一時金の支給		
根拠法令及び条項	蓮田市国民健康保険条例第7条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。 蓮田市国民健康保険条例 第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定により必要があると認めるときは、これに30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。		
審査基準設定年月日	平成9年10月 1日	審査基準最終変更年月日	平成9年10月 1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 60日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	令和6年 3月19日	標準処理期間最終変更年月日	令和6年 3月19日
所管部署	健康福祉部 国保年金課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。